

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	盛岡市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/todokede/mynumber/dokujiriyou.html">http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/todokede/mynumber/dokujiriyou.html</a>

執行機関名 盛岡市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	乳幼児, 妊産婦, 重度心身障害者, ひとり親家庭等の親子等, 寡婦等, 中度身体障害者又は小学生に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であつて規則で定めるもの(ひとり親家庭等の親子等医療費給付事務)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		盛岡市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第47号)第3条第1項第1号及び別表第1の2の項 乳幼児, 妊産婦, 重度心身障害者, ひとり親家庭等の親子等, 寡婦等, 中度身体障害者又は小学生に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱(昭和54年告示第196号)第1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この告示は、ひとり親家庭等の親子に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もつてひとり親家庭等の福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱(昭和54年告示第196号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱(昭和54年告示第196号)第3, 第4, 第8及び第9
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費に係る受給者証の交付の申請, 受給資格の変更の届出又は医療費の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱(昭和54年告示第196号)第3及び第6
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		